

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第 94 号

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3京都市紫野障害者授産所の項中「午後5時」を「午後5時15分」に改め、同表京都市桂授産園の項中「、土曜日」を削り、同表京都市洛西ふれあいの里デイサービスセンターの項中「午前8時30分から午後5時まで」を「午前8時45分から午後5時30分まで」に改め、同表京都市洛西ふれあいの里授産園の項中「午後5時」を「午後5時15分」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)